

## 第1回志摩地域保育所・幼稚園一体化施設整備検討委員会における要望事項

**Q 2階保育室に手洗い場を設置する場合、塩ビ管を壁にはわす方法であれば、壁・床をめくることなく設置できるのではないかと設置できないだけでなく、簡易なもので対応できる方法もあるのではないかと？**

A 塩ビ管を繋ぐ給排水設備の基を改修することになる。また塩ビ管を各部屋まで繋いでむき出しのままでは児童の歩行時に危険である。各部屋に塩ビ管を引くまで扉部分があるので、扉部分は塩ビ管を固定する壁がない状態となり、床か天井に管をはわす必要があり、児童の動線上の邪魔になることが考えられる。壁の中に入っていない給排水設備は水が流れる音が聞こえるため、保育時間中、音が気になる子もいるかもしれないと考えています。以上のことから給排水設備を新たに設けることは難しいと考えます。

手洗いについては、簡易なもの「移動式手洗い器」などもありますが、タンク容量が給水・排水とも20リットル程度と制限があり、毎日の準備を保育士が行うことも検討する必要があります。保育を担当する保育士方と相談して本当に必要であるものであれば購入することを検討していきます。

**Q 1階昇降口に保育所用の保育室を1室設けられるのではないかと？**

A 昇降口に1室設けた場合の保育室面積 幅5.2m×縦7m=36.4㎡

36.4㎡÷1.98㎡(1人当たりの最低基準)≒18人の保育室は確保できる

雨天時に、1階テラスは雨が入りこむため、昇降口で傘や靴を履き替えるスペース(120人)が必要になってくるが、保育室を1室設けることで昇降口がなくなってしまう。

また、昇降口は職員室の前に面していて、職員が運動場の様子を見ることも可能である。昇降口から玄関ホールに光が入ることも考えているため、保育室を設けると玄関ホールが暗くなってしまう。

建築基準法施行令などで排煙設備を設ける必要があり、昇降口に排煙窓として上部に十分な面積をとっていたが、保育室としてしまうと排煙窓がとれないと思われる。

以上のことから、1階には無理にこれ以上の保育室を設けることなく、この間取りで保育士・幼稚園教諭の方々とよりよい運営方法を検討していきたいと考えています。

**Q 東日本大震災で18mの津波がきた。4階までの避難となると18mないが、5階を利用して少しでも高い位置への避難をするため改修などは考えていないのですか？最終高く逃げられる所、屋上とか5階があるのなら場所の確保を考えられないのか？**

A 5階(海拔21m以上)まで通常の階段はついているので、登ることはできます。現在5階が物置になっているため、物品を整理し児童の避難場所としてスペースの確保をします。

**Q 志摩幼保一体化施設3階に整備する「放課後児童クラブ」を、和具幼稚園児も利用できる「児童館」に改められないか？**

A 平成19年6月1日に開設した志摩放課後児童クラブは、通年の利用者は10人前後ですが夏休みの単発利用者が多く30人を超えていることから、今回、志摩幼保一体化施設3階に整備する「放課後児童クラブ」は概ね定員30人を想定しています。

また、志摩幼保一体化施設では、幼稚園児（4歳児と5歳児）は春休み・夏休み・冬休み・土曜日（午前中）の預かり保育が利用できるため、3階に整備するのは小学校1年生から3年生までを預かる「放課後児童クラブ」の整備を行います。

ご要望のあった「児童館」の整備ですが、児童館は就学前児童と小学生が混在することから、集会室（遊戯室）以外に図書室（小学生が下校後宿題を片付けたり、自主学習するときなどに使用）や静養室（和室：夏休みなどには午睡を行います）も設け、それぞれの学年や状況に応じた対応ができるよう複数の部屋を整備することとなっています。

しかし、今回の志摩幼保一体化施設3階には遊戯室、子育て支援センターも整備するため、志摩放課後児童クラブとして整備をするのは1室のみで、児童館運営上必要な複数の部屋の確保はできません。

また、今後、小学校の再編により、和具小学校には越賀地区や御座地区の児童が通学することになると、放課後児童クラブの通年利用増も想定されるため、放課後児童クラブとして整備を行います。